

取引参加者に関する施行細則

(目 的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第9項の規定に基づき、取引参加者に関し必要な事項について定める。

2 この細則における用語の意義は、この細則に別に定めるものを除き、業務規程に定めるところによる。

(申請書及び届出書)

第2条 業務規程に基づき当社に提出する申請書及び届出書は、別に定める様式によるものとする。

2 当社に提出する申請書及び届出書は、各1通提出するものとする。

(取引資格の取得申請)

第3条 業務規程第96条第1項に規定する申請は、取引資格取得申請書により行うものとする。

(添付書類)

第4条 業務規程第96条第2項各号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務規程第92条第1号に掲げる要件を備える旨の誓約書及び当該要件を備えることを証する書面は、同号に規定する物の売買等の実績表及び当該売買契約書等の写し等。ただし、金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書により、当該要件を備えていることを確認できる場合は、有価証券報告書をもって当該要件を備えることを証する書面とみなす。
- (2) 業務規程第92条第2号に掲げる要件を備える旨の誓約書及び当該要件を備えることを証する書面は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第190条第1項に基づく許可証の写し
- (3) 業務規程第92条第3号に掲げる要件を備える旨の誓約書及び当該要件を備えることを証する書面は、外国において法第190条第1項による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可を受けていることを証する

書面の写し

- (4) 業務規程第92条第4号に掲げる要件を備える旨の誓約書及び当該要件を備えることを証する書面は、法第349条第2項に規定する名簿の写し等
- (5) 業務規程第92条第5号に掲げる要件を備える旨の誓約書及び当該要件を備えることを証する書面は、同号イからルまでの要件の場合は、公的な資格証明書等とし、同号ヲの要件の場合は自己の計算による取引を証する書面の写し等
- (6) 申請者が法人の場合は、次に掲げるもの
 - イ 定款、登記簿の謄本
 - ロ 本店又は主たる事務所の位置を記載した本店又は主たる事務所等に関する届出書
 - ハ 役員の氏名を記載した書面
 - ニ 当該法人が業務規程第95条第1項第1号から第14号までの各号の規定に該当しないことを誓約する欠格条件非該当誓約書
 - ホ 原則として直前3期分の会社法（平成17年法律第86号）に基づき作成する計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書）若しくは有価証券報告書又はこれらに準ずる書面
- (7) 申請者が個人の場合は、次に掲げるもの
 - イ 本店又は主たる事務所の位置を記載した本店又は主たる事務所等に関する届出書
 - ロ その者（その者に法定代理人があるときは、その者及び法定代理人とする。）の履歴書及び住民票の写し
 - ハ 業務規程第95条第1項第1号から第11号まで、第13号及び第14号の規定に該当しないことを誓約する欠格条件非該当誓約書
 - ニ 原則として直前3期分の貸借対照表及び損益計算書等
- (8) 他の商品取引所又は株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）の取引参加者等であるときは、その取引所名及び取引資格の取得又は加入年月日を記載した書面
- (9) その他当社が必要と認める書面は、次のとおりとする。ただし、申請者が当社の商品市場で直接取引を行わない場合は、イからニ及びヌに定める書面とする。

- イ 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書
- ロ 会社の概要を記載した書面
- ハ 会社法第396条第1項に基づき会計監査人が作成する会計監査報告書の写し又は同法第381条第1項に基づき監査役が作成する監査報告書若しくは同法第390条第2項に基づき監査役会が作成する監査報告書（外国法人の場合は、これらに準ずる書面）
- ニ 全社組織図、商品先物取引業務の執行及び管理に係る部署の組織図
- ホ 当社市場における取引に係る管理規則（売買取引の管理に関するガイドラインに照らした規則を含む。）又はこれに準ずる管理方法を記載した書面
- ヘ 当社市場における取引に係るシステム運用に係る規則（異常時管理方法を含む。）、システムの概要を記載した書面及び端末等設置場所のレイアウト図
- ト 当社市場における注文履歴等の管理方法を記載した書面及び帳票フォームを示す書面
- チ 社内監査に係る社内規程、監査実施計画、実施状況及び社外検査等の入検状況に係る検査結果通知書等の写し（受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者の場合に限る。）
- リ 委託者若しくは顧客管理（取引及び証拠金等）に係る規則の写し、管理方法を記載した書面、委託に係る証拠金徴収管理図及び当社の受託契約準則において定める書面その他の商品先物取引業を遂行する上で必要となる書面（受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者の場合に限る。）
- ヌ その他当社が必要に応じ、その都度、指示するもの

（取引資格の取得手続）

第5条 業務規程第98条第1項第4号に規定する取引資格の取得手続は、当社が必要と認めて指示する手続とする。

（取引資格追加取得申請）

第6条 業務規程第102条第1項に規定する申請は、取引資格追加取得申請書により行うものとする。

- 2 業務規程第102条第1項第1号に規定する業務規程第92条に掲げる要件を備える旨の誓約書及び当該要件を備えることを証する書面は、第4条第1号から第5号までに掲げるものとする。

(取引参加者の種類変更申請)

第7条 業務規程第103条第1項に規定する申請は、取引参加者の種類変更申請書により行うものとし、当社が必要と認める添付書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 業務規程第92条に定める取引参加者たる資格を変更するとき
第4条第1号から第5号までのいずれかの書類
- (2) 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に変更するとき
第4条第9号チ及びリに定める書類

(取引資格の喪失届出)

第8条 業務規程第104条第2項に規定する届出は、取引資格の喪失に係る届出書に建玉調書を添付して行うものとする。

(取引資格の喪失届出の変更)

第9条 業務規程第104条第3項に規定する届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 取引資格の喪失の届出を取り下げようとするとき
取引資格喪失届出の取下げに係る届出書
- (2) 取引資格の喪失予定日を延長しようとするとき
取引資格喪失予定日の延長に係る届出書に建玉調書を添付

(取引資格の喪失等の手続)

第10条 業務規程第107条に規定する手続は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 取引資格の全部を喪失する場合であって、当社から物品等の貸与を受けているときは、当該貸与物の返還
- (2) その他当社が指示する手続

(取引参加者の地位の承継)

第11条 業務規程第113条第1項に規定する通知は、取引参加者が死亡した場合の承継通知書に相続人たることを証する書面を添付して行うものとする。

- 2 業務規程第113条第4項及び第5項に規定する取引参加者たる地位を承継した法人が行う業務規程第96条第1項の規定に基づく取引資格取得申請、業務規程第102条第1項の規定に基づく取引資格の追加取得申請又は業務規程第103条第1項の規定に基づく取引参加者の種類の変更申請の添付書類は、第4条第6号ロ及びニ又は第7号イ及びハ並びに当社が必要に応じ、その都度、指示するものとする。

(取引参加者契約書)

第12条 業務規程第114条に規定する取引参加者契約は、市場取引参加者、受託取引参加者、遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者ごとに当社が定める取引参加者契約書により締結するものとする。

(取引参加者代表者)

第13条 業務規程第115条第1項から第3項までに規定する届出は、取引参加者代表者に係る書面を取引資格取得申請書に添付して行うものとする。

- 2 業務規程第115条第4項に規定する届出は、取引参加者代表者変更に係る届出書に当該事項が登記された登記事項証明書(履歴事項証明)又はそれに準ずる書面を添付して行うものとする。

(送達代理人)

第13条の2 業務規程第115条の2第1項に規定する送達代理人に係る届出は、送達代理人届出書に、次の各号に定めるものを添付して行うものとする。

- (1) 送達代理人に係る誓約書、送達代理人の連絡方法等に係る届出書及び送達代理人との業務委託契約書の写し
- (2) 送達代理人を指定清算参加者とする場合にあって、当該指定清算参加者が取引参加者でない場合は登記事項証明書(履歴事項証明)及び定款
- (3) 送達代理人を日本における代表者とする場合にあっては、当該日本における代表者の登記事項証明書(代表者事項証明書)

- 2 業務規程第115条の2第1項に規定する送達代理人の変更に係る届出は、送

達代理人変更届出書に、前項各号に定めるものを添付して行うものとする。

(有価証券の充用)

第14条 業務規程第121条第3項に規定する信認金充用有価証券(同条第2項に規定する信認金充用有価証券をいう。)の充用価格は、当社が別に定めた額によるものとする。

(届出事項)

第15条 業務規程第126条第1項各号の届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 業務規程第126条第1項第1号に規定する取引参加者たる資格の要件を具備しなくなったとき

取引参加者たる資格の喪失届出書に本件事由を証する書面を添付

- (2) 業務規程第126条第1項第1号に規定する欠格要件に該当することとなったとき

欠格要件該当届出書に本件事由を証する書面を添付

- (3) 業務規程第126条第1項第2号に該当したとき

支払不能等に係る届出書

- (4) 業務規程第126条第1項第3号に該当したとき

銀行取引停止処分に係る届出書に銀行取引停止処分を証する書面を添付

- (5) 業務規程第126条第1項第4号に該当したとき

商号等変更届出書に登記事項証明書を添付

- (6) 業務規程第126条第1項第5号に該当したとき

本店の名称等変更届出書に登記事項証明書(遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者においては登記事項証明書又はこれに準ずる書面)を添付

- (7) 業務規程第126条第1項第6号に規定する定款に変更があったとき

定款変更届出書に変更後の定款の写し及び新旧対照表を添付

- (8) 業務規程第126条第1項第6号に規定する役員の氏名に変更があったとき

役員変更届出書に登記事項証明書を添付

- (9) 業務規程第126条第1項第7号に該当したとき

訴訟に係る届出書に訴状又は判決文の写しを添付

- (10) 業務規程第126条第1項第8号に該当したとき
裁判所からの差押え等に係る届出書に差押命令、仮処分命令又は保全処分通知等の写しを添付
- (11) 業務規程第126条第1項第9号に該当したとき
起訴に係る届出書に起訴状の写しを添付
- (12) 業務規程第126条第1項第10号に規定する他の商品取引所又は大阪取引所において取引参加者等となったとき
他所の資格取得に係る届出書に取引資格等の取得を証する書面の写しを添付
- (13) 業務規程第126条第1項第10号に規定する他の商品取引所又は大阪取引所の取引参加者等でなくなったとき
他所の資格喪失に係る届出書
- (14) 業務規程第126条第1項第11号に該当したとき
清算資格の取得等に係る届出書に、取得にあつては株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の清算資格取得の承認通知又は取得申請書の写し、喪失にあつてはクリアリング機構の清算資格喪失の通知又は喪失申請書の写しを添付
- (15) 業務規程第126条第1項第12号に該当したとき
合併等に係る届出書に合併、分割若しくは事業譲渡に係る契約書又はその内容を記載した書面の写しを添付
- (16) 業務規程第126条第1項第14号に該当したとき
債務超過等に係る届出書

2 業務規程第126条第2項第1号から第4号までに規定する届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 業務規程第126条第2項第1号に該当したとき
日本商品委託者保護基金への通知に係る届出書に日本商品委託者保護基金宛通知文書の写しを添付
- (2) 業務規程第126条第2項第2号に該当したとき
建玉移管の契約締結又は解約に係る届出書に建玉移管の契約書又は解約書の写しを添付
- (3) 業務規程第126条第2項第3号に該当したとき

- 合併等に関する主務大臣の認可に係る届出書に認可証の写しを添付
- (4) 業務規程第126条第2項第4号に該当したとき
すべての営業所等の廃止届出書に廃止を決議したことを証する書面の写しを添付
- (5) 業務規程第126条第2項第5号に該当したとき
遠隔地仲介取引参加者のすべての営業所等の廃止届出書に廃止を決議したことを証する書面の写しを添付
- 3 業務規程第126条第2項第6号に規定する届出は、次の各号に定める場合とし、当社が別に定める場合の届出書に各号の申請書、届出書、報告書又は処分の通知書及び当該添付書類の写しを添付して行うものとする。
- (1) 法第190条に係る法第192条第1項に基づく申請書を提出したとき
- (2) 法第195条第1項に基づく届出書を提出したとき
- (3) 法第196条第1項及び第2項に基づく届出書を提出したとき
- (4) 法第197条第1項及び第4項に基づき届け出たとき
- (5) 法第211条第1項に基づき届け出たとき
- (6) 法第224条に基づき報告書を提出したとき
- (7) 法第232条、第235条及び第236条に基づく処分を受けたとき
- 4 業務規程第126条第3項に規定する届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 業務規程第126条第3項第1号に該当したとき
破産手続開始等届出書に破産手続開始決定書及び破産手続開始決定通知書の写しを添付
- (2) 業務規程第126条第3項第2号に該当したとき
解散手続届出書に解散したことを証する書面を添付
- (3) 業務規程第126条第3項第3号に該当したとき
死亡届出書に死亡したことを証する書面を添付
- (4) 業務規程第126条第3項第4号に該当したとき
成年被後見人届出書に成年被後見人となったことを証する書面を添付
- 5 受託取引参加者の第1項第5号から第9号まで及び第2項第3号並びに第4項第1号及び第2号に基づく届出は、第3項第2号、第4号又は第6号の届出をもって行われたものとみなす。

(遠隔地仲介取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)

第15条の2 業務規程第129条の2第2項に規定する遠隔地仲介取引参加者が作成する帳簿は、商品先物取引法施行規則第113条第1項第2号に規定する帳簿に準ずるものとする。

(指定清算参加者の指定又は変更)

第16条 業務規程第134条第2項に規定する申請は、指定清算参加者の指定に係る申請書に清算受託契約の写しを添付して行うものとする。なお、業務規程第96条第1項に規定する取引資格取得申請又は業務規程第103条第1項に規定する取引参加者の種類変更申請をするときの指定清算参加者の指定に係る承認は、業務規程第97条第1項又は業務規程第103条第2項の承認をもって承認されたものとする。

2 指定清算参加者の変更に係る申請は、指定清算参加者の変更に係る申請書に清算受託契約の写しを添付して行うものとする。

(清算受託契約の締結の届出)

第17条 業務規程第135条に規定する非清算参加者の清算受託契約の締結に係る届出は、清算受託契約の締結に係る届出書及び締結しようとする清算受託契約の写しを添付して行うものとする。なお、業務規程第96条に規定する取引資格取得申請又は第103条に規定する種類変更申請をするときの当該届出は前条第1項の申請をもって届け出たものとみなす。

(清算受託契約の解約の報告)

第18条 業務規程第136条に規定する非清算参加者の清算受託契約の解約に係る報告は、清算受託契約の解約に係る報告書により行うものとする。

(取引資格の審査等に関する基準)

第19条 業務規程第97条及び業務規程第102条第2項の規定に基づく取引資格取得申請者並びに業務規程第103条第2項の規定に基づく取引参加者の種類変更申請者(以下「申請者」という。)の取引資格の資格審査は、次の各号に掲げる事項を基準として行うものとする。ただし、申請者が当社市場で直接取引を行わない場合には、第1号から第5号に掲げる事項を基準として審査を

行う。

- (1) 業務規程第92条各号のいずれかに該当する者であること
- (2) 業務規程第95条各号のいずれにも該当しない者であること
- (3) 商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制が整えられ、又は整えられる予定であること
- (4) 当社の取引参加者として十分な社会的信用を有し、社会的信用の欠如している者その他当社の目的及び市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること
- (5) 債務超過でないこと又は監査報告書において疑義が呈されていないこと等、申請者が営む事業について継続性が認められること
- (6) 遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に係る業務規程第97条及び第102条第2項又は第103条第2項に基づく申請の場合には、申請者と指定清算参加者との間において清算受託契約が締結され、又は締結されることが確実であること
- (7) 遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に係る業務規程第97条及び第102条第2項又は第103条第2項に基づく申請の場合には、申請者の指定する送達代理人が送達代理人としての義務を適正に履行できること

(財務報告)

第20条 業務規程第127条第1項に規定する当社が指定する日は、毎事業年度終了後3月以内とする。

- 2 当社は、受託取引参加者が第15条第3項第6号の届出を行ったことをもって業務規程第127条第1項の財務報告を行ったものとみなす。

(変更又は廃止)

第21条 この細則の変更又は廃止は、代表取締役社長の決裁による。

附則

この改正規定は、令和6年5月31日から施行する。